

## 1. 主な検討事項

○国民健康保険法第75条の3から第75条の6に基づき、府が実施する給付点検調査の内容について

※国民健康保険法第45条第4項及び「診療報酬明細書点検調査事務処理要領」に基づき、従来から市町村が実施している給付点検調査(二次点検含む)は含まれない

※国民健康保険法第41条の指導及び同法第45条の2の監査に係るものは含まれない

## 2. 検討の状況

府における点検内容について、国保総合システムの改修状況等を確認し、現時点で実施可能な内容とした。

※来年度以降、システム導入後に、順次試験的に実施し、効果検証を行いながらさらなる検討を進める予定。



## 3. 保険者努力支援制度(都道府県分)について【平成30年度の取組状況】

○市町村への指導・助言等の項目「給付点検に関する取組状況」についてエントリー済み。

「給付点検調査に係る事務処理方針を策定しているか。」 ⇒ 【資料8-2】

※平成30年度中に策定する必要があることから、現時点で、実施可能な範囲において策定。(次年度以降、見直し可)